

洞爺湖有珠火山マイスター認定審査委員会設置要領

(目的)

第1 洞爺湖有珠火山マイスター運営委員会設置要綱第5により、洞爺湖有珠火山マイスター認定審査委員会（以下「認定審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 認定審査委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 火山マイスターの認定審査及び火山サポーターの登録に関する事項
- (2) 火山マイスターの認定、養成、活動環境の整備等に関する専門的な事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3 委員は、胆振支庁長が委嘱する。

2 委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、認定審査委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に対し、認定審査委員会に出席を求めることができる。

5 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

(会議の招集)

第4 認定審査委員会は委員長が招集する。

(庶務)

第5 認定審査委員会の庶務は、胆振支庁地域振興部地域政策課において行う。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、認定審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

区 分	所 属 ・ 職 名	氏 名	備 考
委 員	北海道大学名誉教授	宇井 忠英	
	北海道大学名誉教授	岡 田 弘	委員長
	三松正夫記念館館長	三松 三朗	
	洞爺ガイドセンター代表	小川 裕司	
	洞爺湖周辺エコミュージアム推進協議会事務局	田鍋 敏也	
	有珠火山防災会議協議会事務局委員	阿部 正義	

事 務 局	胆振支庁地域振興部地域政策課長	内藤 智之	
	// // 主査(地域政策)	上村 一益	